

平成 26 年度

木材加工設備導入利子助成支援事業概要

全国木材協同組合連合会

木材加工等事業者が、金融機関から借入して木材の加工設備を導入した場合には借入利子に対する助成が受けられます。その概要は以下のとおりです。

1 助成の対象

助成は、資金を借り入れて木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化等のための施設・設備導入とそれに伴う既存の施設・設備の廃棄を行った場合が対象

2 利子の助成

事業の助成対象利率は最大 3 % です。

借入金利子の 2 分の 1 助成が受けられます。ただし、木くず焚ボイラー、木質バイオマス発電施設及びこれらを利用した乾燥施設等の導入の場合は 3 分の 2 の助成となります。

対象となる借入金は補助残融資、制度融資に係る資金は含まれません。

3 助成要件

・対象の業種、設備等は次のとおり

| 業 種 | 設 備 | 融資額の上限 |
|---|---|-------------------------|
| 製材業、木材チップ製造業、床板製造業、プレカット製造業、造作材製造業、木材薬品処理業、木材卸業 | 乾燥装置、防腐・防虫等施設、集成材加工施設、高度加工用木工機械、住宅等部材加工施設、木くず焚ボイラー等装置、その他 | 1 億円 (超える場合は林野庁長官協議) |
| 合板製造業、集成材製造業、複合フローリング製造業、パーティクルボード製造業 | 乾燥装置、防腐・防虫等施設、ベニヤレース、接着装置、木くず焚ボイラー等装置、高性能木工機械、その他 | 2 億円 (超える場合は林野庁長官協議) |

・利子助成が 3 分の 2 の場合は、乾燥材の生産割合が 5 割を超えること、乾燥装置を 3 台以上保有すること (導入分も含め)、年間の原木消費量が 5 0 0 0 m

3以上であることが必要です。

- ・設備導入資金の償還期限は7年以内（うち据置期間は2年以内）です。

4 手続き

申請、助成金交付等の手続きは次の通りです。

(1) 実施計画の作成・申請

申請者は設備導入等実施計画を作成し、都道府県木材協同組合を經由して、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）に申請

（注）金融機関は、銀行、信用金庫、農中、商工中金など

(2) 審査・認定

全木協連は申請内容を審査し実施計画を認定

(3) 利子助成金交付基本申請書の提出

認定を受けた申請者は、「利子助成金交付基本申請書」を全木協連に提出し、全木協連は申請者に「利子助成金交付基本申請承認書」を通知

(4) 事業実施の届出

申請者は設備導入を完了したときは「事業実施の届出」を全木協連に提出、全木協連は設備導入の完了検査を実施

(5) 助成金の請求・支払

申請者は都道府県木材協同組合を經由して全木協連に対し利子助成金の交付を申請。全木協連は、申請者から提出された金融機関が交付する利息受取済証明書を確認して助成金を支払

(6) 立入り検査等

全木協連は、必要があると認めるときは、立入り調査その他必要な措置を実施